

わが方は、3月5日、協定和文テキストの認証謄本2通を先方に送付した。その際、送付状で「日本政府はなるべく協定署名前に憲法第73条所定の国会の承認をえたいから、協定案の確定しだい認証謄本を送付されたい」と申し入れた。

協定は、1952年6月12日、ワシントンで署名された。

26の連合国がこれに署名した。

協定は、昭和27年(1952)10月8日条約第16号として公布された。

1. 1951年12月4日交付された新協定案
2. 1951年12月5日わが方が協定案に関し提出した意見
3. 1952年1月11日交付された新協定案
4. 1951年12月5日のわが意見にたいし1952年1月11日受領した国務省のコメント
5. 新協定案文に関し1952年1月14日提出したわが修正提案
6. 平和条約第15条(a)に基づいて生ずる紛争の解決のための協定の署名に関する1952年1月22日(米国)及び25日(日本)の覚書
7. 1952年2月5日英国政府提出の協定第4条の新案文及びわが方の記録
8. 協定の和文の認証謄本及び協定の末文に関する1952年2月29日の先方の申入れ
9. 日本国との平和条約第15条(a)に基づいて生ずる紛争の解決に関する協定の署名国及び署名日付表

は、本調書第1巻に付録41～49(同調書pp.251～265)に掲載してあるので、ここに再録しない。

V 中国問題

一吉田書簡一

平和条約と安全保障条約は1951年11月18日国会を通過し同日批准、28日ワシントンで批准書の寄託を了した。11月17日にはわが在外事務所が台北に設置された。

11月20日、ワシントン電報は、ダレス顧問が12月早々東京を訪問すべきこと、そして、それは主として経済上の理由からくる日本の中共接近に対する危惧からくるものであると報じた。29日には、ダレス顧問自ら国務省で日本人記者と会見し、近く訪日の予定であると語り、「訪日の目的は？」との質問に対し「上院外交委員会の民主・共和両党の有力者スミス(共和)・スパークマン(民主)両議員とともに対日平和条約の批准を促進しようというのが唯一の目的である。日本と交渉を要することはすべてアリソン次官補代理がやることになっている。私に残されたただ一つの仕事は条約を批准までもつていくことである」と答えた。(註)

(註) 総理は、国会答弁で台北政府を「地方政權」扱いし、台北政府と北京政府のいずれを選択するかは「現実外交の上から自主的に決定する」とし、「中国関係を通商の面から考慮しており上海に在外事務所を開設したい」と答え、事務当局をびつくりさせたことがある(例えば1951年10月29日の参院特別委員会議事録参照)。この種の答弁は、その都度、外電によって華府にキャリーされワシントンコンGRES方面の注目をひいたもののようである。総理の中国問題に関するダレス顧問宛書簡の冒頭の文言に御注意ありたい。

第 1 準備作業

ダレス一行の関心が中国問題にあることはこうして十分に感知された。しかし、事務当局は、この機会にわが方において関心をもつ重大事項について、わが方の所見はいつ要請を先方に提示すべきであると考

え、直ちに作業を開始した。

作業は「ダレス会談資料」と称し第1次案は、11月26日付作成。第2次案は、12月8日付作成。「資料は(1)中国問題(2)朝鮮問題(3)賠償問題(4)行政協定問題(5)南西諸島問題(6)平和条約未調印国との国交調整問題(7)再軍備問題の7項を包含した。

12月10日午前、目黒官邸で「ダレス会談資料」第2次案を総理に差し出し説明を行った。当時の筆者の「備忘録」は：

「10日午前ダレス会談資料(第2次案)について説明した。原則として承認された。総理の意見のうち重要なのは、次の3点であった。

(イ) 中国問題 作文の条項の順序を変えられる。趣旨は全く同じで、この点作業者としてうれしかった。

(ロ) 賠償問題 政府が何をしてきたかを具体的に詳しく書くよう要望された。

(ハ) 南西諸島 信託統治にしないでくれとの一言は、政府首班(条約に署名した)としていいにくい。この1句を削除して、他は同意された。南西諸島に関する作業をダレス特使に提出しうることになったことは、よろこばしい…」

と話している。このほか、「自衛力増強問題」を落とすこととなった。

同じ10日の夕刻、総理の意見にしたがって「会談資料」の確定案(第3次案)がまとめられた。

「会談資料」確定案は、したがって、中国・朝鮮・賠償・行政協定・南西諸島・平和条約未調印国との国交調整の6項から成り、だいたい下記のような内容であった。

1. 中 国 問 題

(1) 中国との国交を調整し、両国の関係をなるべくすみやかに平常化することを熱望する。

(2) しかし、サンフランシスコ平和条約を違法としてこれを否認し、かつ、国連憲章に違反して朝鮮において行動しておる中共政府を相手として、日中国交調整をなすがごとき意向は、毛頭ない。日本共産党は、近時、北京より指令をうけておる疑いがある。だから、日本の内政からみても、中共政府と公的な関係をもつがごときは、なすべからざることである。

(3) 中国代表問題は、将来いずれの日にか必ず解決される問題であると信じ、かつ、その解決の日のすみやかならんことを希望する。日本政府は、平和条約第26条による2国間平和条約の締結は、中国代表問題が国際的に、すくなくとも米英間に、解決されるまで見送るべきであると考える。

しかし、日本政府は、従来台北政府との間に貿易協定を締結し、かつ、先般台北に在外事務所を設置して、同政府と公的交渉を維持してきた。日本政府は、特派使節を派遣して国交調整の下準備をなさしめる用意をすすめている。さらに、日本政府は、サンフランシスコ平和条約の効力発生と同時に台北政府との間に国交を回復し、大使の交換をなす方針である。

2. 朝 鮮 問 題

(1) 朝鮮事変

事変が円満に解決されること、すくなくとも休戦会談が成功して朝鮮の軍事情勢が現在より悪化しないことを希望する。国連が朝鮮で行動をつづけるかぎり現在同様の援助と協力を国連加盟国へ提供する。平和条約と安保条約の発効後におけるこの種の協力継続について必要があれば行政協定交渉の際、所要の取極をなすことに異存がない。

(2) 日韓関係

10月20日以来韓国代表团と交渉を開始した。交渉の経緯は別に報告書としてさしあげる。来年2月頃交渉を再開し、日韓の基本関係を設定する条約を締結したい意向である。このほか、平和条約の規定に従い請求権に関する問題(4条)および漁業に関する問題(9条)についても交渉を開始し前記基本条約と同時期に解決に到着し、また、通商に関する問題(12条)についてもつづいて交渉を開始したいと思っている。

日鮮関係は政府の最も重視するところであつて、近く外務省顧問松本俊一を主班とする特派使節を派遣する考えである。

3. 賠償問題

(1) 平和条約第14条(a)にしたがつて義務履行のため誠意をもって最善の努力をする。問題の重要性にかんがみ、前蔵相津島寿一と前ビルマ大使村田省蔵を外務省顧問に任命して援助を求めることとした。第14条(a)の履行については、大蔵その他関係各省の間で研究さしている。一応の結論は別紙のとおりである。これに対する御意見を受けたまわりたい。

(2) 賠償交渉のためインドネシアから12月中旬交通大臣を主班とする代表团14名および議員11名からなる視察団が来日する予定である。

フィリピンから賠償交渉のため使節団派遣を要請してきたので1月中旬津島顧問を主班とする使節団の派遣について交渉中である。

(3) 賠償交渉はきわめて困難で長びくことが予想される。先方は賠償交渉を条約批准に関連させ賠償額など具体的言質をえようとするが、わが方はこれに応ずるをえない。交渉が行きづまった場合、先方が賠償の権利を放棄すること、および、わが方の負担がわが負担能力でまかないうほど僅少であることを絶対条件として借款供与による経済協

力の形式によつて交渉をまとめることを考慮することの適否についてご意見をもらされたい。

4. 行政協定問題

行政協定は国会で非常に議論された。

- (イ) 国会は、行政協定に規定すべき事項は軍の配備の条件であり、しかも、これらの条件のうち国会の立法事項に属するものについては国会の立法権を尊重すべきであるとした。これらの事項は、今までの話しあいを変更して、北大西洋条約諸国の間の条約のように別の条約に取りまとめたい。
- (ロ) 防衛分担金について非常な関心がもたれた。本年2月には経費分担は英米間に行われている原則によりたいとの話を承った。しかるに最近ドッジ氏はきわめて高額な分担金を負担すべきであるといわれている。2月以来米国政府の方針に変更があつたのか。真意を承知したい。
- (ハ) 行政協定に関する日本の要請はすでに詳細提出してある。日米国交の大局からこれらの要請に最大限の好意的考慮を払われたい。

5. 南西諸島問題

南西諸島を平和条約で日本領土として残されたことは感謝にたえない。米国が南西諸島を管理するのは極東の平和と安全のためにする軍事上の必要に基づくものと了解する。軍事上の必要の許す範囲内でできるかぎり現地住民の希望に応ずるよう措置されたい。話しあいの素材として政府の希望をまとめた書きものをさしあげる。

6. 平和条約未調印国との
国交調整問題

(1) 未調印国とは逐次平和関係を設定していきたい。最近、インドおよびイタリアと平和関係設定に関する公文を交換した。ユーゴーともワシントンで話し合い中である。

(2) ソ連代表部の地位は条約発効後のワシントンの極東委員会および東京の対日理事会の地位と関連するので、この二つが関係連合国によって解決されれば、それとにらみあわせて措置を考えることとしたい。

(注1) 筆者の「備忘録」には、12月1日のところに「第3次案による英文を作成して(小畑くん)、総理に提出し、総理のダレス会談の用意をととのえる」と記入してある。

後日総理の手許から条約局に返戻された第3次案の表紙には総理がサインされ「廃案」と大きく書きいれておられる。その下に西村がサインして廃案に非ず総理の参考資料として作成したものである。「ダレスに出さず」との意味で「廃案」と書かれたものであろう、と注している。ダレス特使に手交できるよう「To Ambassador Dulles」のカヴァリング・ノートをつけた英文まで用意して差しだしておいたところ、そのまま返戻されたことにがっかりしたというか負け惜しみというかそんな事務当局の気持がうかがわれる。事のこうなつた事情およびその後の発展は後に説明してある会談の経過によつて承知ありたい。

(注2) ダレス会談資料には3つの文書が付いている。

「朝鮮問題」の「10月20日以来韓国代表团と交渉を開始した。交渉の経緯は別に報告書としてさしあげる」に対応するものの

「賠償問題」の「第14条(a)の履行については、大蔵その他関係各省の間で研究させている。一応の結論は別紙のとおりである」に対応するもの

「南西諸島問題」の「話しあいの素材として政府の希望をまとめた書きものをさしあげる」に対応するものの3つである。

第 2 ダレス一行の到着

スパークマン(上院外交委員会極東問題分科会委員長)及びスミス両議員は8日夜台北經由来日した。羽田でスパークマン議員は「10日ばかり滞在するつもり。ダレス氏がきてみなければはつきりいえないが、日本の再軍備と中国政府選択問題が日本政府と話しあう主な問題となろう。わたくし個人としては日本政府に国民政府を選ぶようすすめたい気持ちが十分ある」と語った。

ダレス顧問は10日午後夫人同伴ホノルル經由着京した。顧問は羽田で「今度の来日はわたくしの希望によるもので、来なければならなかつたからではない。わたくしは、平和条約と安保条約が極東の平和と繁栄の基礎となるために必要な日米間の理解と善意を促進するために貢献したいと考えている。両条約が調印された結果、わたくしがこれまで日本にきた特定の交渉上の責任は終了した。両条約に基づく両政府間の新しい取極の交渉はわたくしの責任ではなく両国の正規の政府当局の責任である。トルーマン大統領はわたくしに上院が両条約の批准を審議する際に十分便宜をはかるよう要請された。スパークマン・スミス両議員とわたくしは、上院に両条約に関する情報を十分与えるためこれからともに十分努力するつもりである。これからわたくしがしようと思うことは、日米両国の問題及び希望に関し相互の理解を深めて今後両国が平和に共存し相互に助けあうことができるよう最善をつくすことである」とのステートメントを発表した。

翌11日午前11時、ダレス・スパークマン・スミス3氏は、放送会館で内外記者団と会見した。この会見で顧問は空港のステートメントと同趣旨

のステートメントを発表し、記者団の質問に答えて、(イ)再軍備問題 — 「日本としてはまず間接侵略に対する自衛力をつくることが第一で再軍備はそれができてからはいる問題である」、(ロ)中国問題 — 「日本がどちらの政府を相手として平和条約を結ぶべきかを日本に押しつけることは考えていない。しかし日本側から質問があればわたくしの知っているかぎり伝えたい」と語った。

記者会見で発表された一行の日程表で顧問が14日ユニオン・クラブ午餐会で演説すること、15、16の両日朝鮮視察をし20日離日することなどが明らかとなった。

11日午後2時半から40分、ダレス・スパークマン・スミス3氏は目黒官邸に総理を来訪。井口次官同席。筆者の「備忘録」は「桑港の思い出話に終止す。カーテシーコール」と記入している。

第 3 次官・ダレス会談(12日)

12日午前11時半、井口次官がシーボルト大使の要請で司令部にいったところ、ダレス顧問は「全然非公式の話として総理にお伝え願いたい」と前おきして

「対日平和条約の上院提案は1月中旬になるはずである。これには国民政府承認問題がもつとも重要な関係をもってくるものと思う。上院の批准は3分の2の多数を必要とするから、多数共和党議員の賛同をえなければならない。かれらのなかには国府支持者が相当多い。今回同伴したスミス議員のごときはむしろ穏健派に属する方であつて、熱烈な国府支持者は日本が米国の国府援助政策に同調することを強く期待している。自分は、早期和平を唱え、長期占領を主張する軍その他の説得に成功し、その他英国等における日本の経済制限論・賠償問題・南西諸島の主権問題・捕虜条項挿入問題などについてできるだけ日本の要請をいれ、内外の反対派を説得して条約調印までもつてきた。国

府承認について総理の御考慮を願いたい。国民政府は、国連諸機関に入っており、したがって日本の国連参加にたいし拒否権をもっている。すくなくとも台湾・澎湖島において現実にコントロールをもっているa governmentであるという現実の事態を認めて、これと友好関係に入るためバイラテラルなアグリーメントをすることを日本側で考慮願えないものであろうか。これはなにも国民政府を中国全体を支配するthe governmentとして承認することを意味するものでなくてde facto basisにおいてのa governmentとして国民政府と友好関係にすることになるわけである。この点はイギリス側と話しあつたこともあるし、チャーチルの組閣後はイギリスの中国問題にたいする態度も多少変つてくるというふうにも考えられる。昨11日デニング大使と話してみたがシーリアス・オブゼクションはないように思つた。国府の勢力の及ばない地域の問題は今後の情勢に待つということになる。中国本土で日本に友好的な政府ができれば、これと話し合いをすることも可能である。中共地域との貿易も国連決議に反しないかぎりもちろん続けていい。このような案に日本の賛同をえれば、条約批准の促進に非常に役立つと思う。今後の日米間の諸問題たとえば行政協定・南西諸島・経済協力などの問題によい影響をあたえると思う」

と述べた。これにたいし次官は、「さつそく総理にお伝えする。私見によれば、原則的にはさして異論があるようには思われない。結局、フォーミュラーの問題に落着くのではなからうか」と答えて辞去した(ロ)。

(ロ) 「備忘録」は、「12日午後井口次官、ダレス顧問、シーボルト大使と会談。ダレス顧問から対日平和条約作成のため日本の利益をはかつて苦心を重ねたことを述べ、中国問題について米国の希望にそうて国民政府相手に平和関係確立の方向へ前進するよう懇請した。その方向へ総理をもつていくよう事務当局として総理に助言されたいとの趣旨である。ダレス顧問の説明によると、米国としても

国民政府を相手として日本と中国との関係を全面的に解決されたいというのではない。中国における一つの政府としての国民政府を相手に同政府の権力の下にある地域と事項について平和関係にはいられたいとの考えであることを明らかにした。この考案に英国政府は異存がない。東京でデニング大使にも話してあると付加した。また、新聞記者会見におけるスミス・スパークマン議員の応答はつとめて緩和された形においてなされたものであつて、実際上は共和・民主両党とも日本政府は国府相手に平和関係にいるべしとの強硬な空気であるとの話であつた」と井口次官から聞いたことを書きとどめたうえ「次官は、ダレスの熱意に大いに動かされたと語った。わたくしは、ダレス顧問と両議員は案の定やつてきたなと感じた。顧問のごときインターナショナルローヤーといえども現実政治にかくまで法理をゆがめさせられるかと淋しく感じた。国際法というものは実に弱い」とその時の感想を記入している。

第 4 わが条約案の作成(12日)

顧問の要請は直ちに次官から総理に伝えられた。

同時に事務当局はわが方の対処案すなわちわが方が国府と締結すべき条約案の作成を開始した。筆者の「備忘録」は「高橋・藤崎両君と3人で智慧をしぼって日本としていきうる最大限度の案をつくつてみた」と記している。

事務当局作成の条約案は午後7時20分目黒官邸に持参した。総理はリッジウェイ総司令官の晩餐に出かけられた後で間に合わず秘書官に託して総理に提出してもらうことにした。

事務当局作成の条約案は、「日本国政府と中華民国国民政府との間の正常関係設定に関する協定」と題し、

前 文

両国政府は、サンフランシスコ平和条約に規定された原則にしたがつて極東の平和と安定とが確立されることを等しく希望することを明らかにするとともに、他方、中華民国の事態が現在のところ前記の平和条約第26条(注1.)によつて日華両国の関係を全面的に調整することの不可能なことを確認し、

しかるうえ、中華民国国民政府が事実上政府(注2.)として機能しつつある範囲内において、両政府間の関係を前記の平和条約の原則にしたがつて正常化し、かつ、懸案を解決することに決定し、

この協定を結ぶことを明らかにする。

(注1.) 条約不調印国との2国間条約締結に関する規定

(注2.) 国民政府が事実上政府としての権能を行使している地域及び事項の範囲内においてなす意味

内 容

- 1 a. この協定の発効と同時に、日本の領域と台湾及び澎湖島の間には正常の交通関係(ノーマル・インターコース)を開始すること、
- b. 同時に、両国政府間に特派使節(注)を交換すること。
- (注) 外交使節の表現は回避する。正式承認の意味を持たせぬため。
2. 両国政府は、台湾及び澎湖島について、対日平和条約第4条(注)の規定する取極のため交渉すること。
- (注) 在台湾日本財産の処理について交渉する趣旨。
3. 中華民国政府は、中国戦争犯罪法廷の裁判をうけ日本国で拘禁されている日本国民がこの協定の発効と同時に釈放されることに同意すること。
4. 日本国と台湾及び澎湖島との間との通商及び航海を最恵国待遇の原則のうえにおくこと。
5. 別段の協定が締結されるまで、いかなる場合にも4年間、日本国政

府は中華民国航空会社に与えている航空交通の権利をひきつづき享有させること。

6. 以上の規定は、平和条約第21条(㉔)の規定による中国のうける利益を害するものではないこと。

(㉔) 平和条約第21条によつて中国は、平和条約には署名していないけれども在中国特殊権益の放棄(10条)と在中国日本財産の清算(14条(a)2)の利益を受けることになっている。

7. この協定は署名と同時に効力を生ずることとし、署名(㉔)は対日平和条約の発効後とすること。

(㉔) 批准のごとき重々しい形式を回避する。

というものであつた。注は総理のため記入したものである。

この案を官邸に持参したとき総理はすでに出かけられたあとであつたので、案文第1ページの頭に「大臣 12日夕次官の命により研究いたしました結果は、下記の趣旨のものであれば可能であり、また、法理上も弁護できるとの結論であります 7時20分条約局長西村」と記入して秘書官に託した。

13日午前、目黒官邸で条約案について説明し総理の了承をえた。その際総理の意見で、

(イ) 前文の「他方、中華民国の事態が……」を「他方、中国の事態が……」と改め

(ロ) 同じく前文の「…前記の平和条約第26条によつて日華両国の関係を全面的に…」を「…前記の平和条約第26条によつて日本国及び中国の関係を全面的に…」と改め

(ハ) 同じく前文の「…中華民国政府が事実上政府として機能しつつある範囲内において…」を「…中華民国国民政府が事実上統治の権能を行使している範囲内において…」と改め

(ニ) 内容5の「中華民国航空会社」を「民航空運公司」に改め

る。

ことになった。

事務当局は、直ちに案文を整理し英文を作成して次官に報告した。

第 5 総理・ダレス会談(13日)

13日午後2時半から約1時間、三井本館で総理はダレス顧問と会談された。井口次官とシーボルト大使が同席した。

総理から

「昨日のお話を聞いた。原則において異存ない。事務当局で作成した一案をもってきたから、見てもらいたい。元来、中国問題・朝鮮問題などは武力のみではなかなか解決しがたい。カウンター・インフィльтраーションによつて中国の民衆を共産党の勢力下から難す方策を併用することが必要ではないかと思う。この観点からすれば、なんといつても同文同種の日本では英米にくらべて一日の長があるわけだから、この日本の経験を利用して自由諸国のために将来一臂の力を添えることができようと考えている。中国が今日のような擾乱に陥つたのも、せんじつめれば、長年にわたる中国における列国の協調政策の破綻に基づくわけで中国問題の解決にはその協調政策の復活が必要である。すくなくとも英米両政府間に中国政策について完全な了解の成立することが是非とも必要である。聞くところによれば、チャーチルは来月ワシントンを訪問するというのであるから、中国問題についても、よくお話を願いたい。意のつくさないところもあるが、いずれメモにしてお帰りになるまでに御参考までにお届けしたい。」

と日頃抱懐される中国観を吐露された。

これに対し、顧問は、「昨日次官に話した要旨を書きものにしておいた」と言つて読みあげた後、総理から提示したわが方の協定案につ

いて「研究した上でなければ意見を申しにくい。さつそく本国政府に連絡しよう。また、チャーチルがきた際にも懇談したい。イギリスに陰でいろいろやつているような印象を与えることはできるだけ避けたいので、デニング大使にも連絡しよう。もつとも、デ・ファクトー・ガバメントとして国府との友好関係にはいるためバイラテラル・アグリーメントを結ぶという自分の案について蒋介石政府が直ちに納得するかどうかということも残されているが、自分としてはできるだけ努力してみよう」と言い、さらに総理のカウンター・インフィльтраーション論についてチトーにたいする米国の政策とかソ連共産党のやり方などについてその著"War or Peace"の趣旨にそつて持論をひとくさり展開するところがあつた。

第 6 朝鮮問題・賠償問題・南西 諸島問題に関する資料の提出

三井本館における総理・ダレス会談について次官から説明を聞いた事務当局(西村)は、事務当局の作成した協定案だけが先方に交付されて、中国問題・朝鮮問題・賠償問題・行政協定問題・南西諸島問題・平和条約未調印国との国交調整問題に関する文書、特に朝鮮問題・賠償問題・南西諸島問題に関する3資料が会談で取り上げられなかったことにひどく失望した。

「先方に差しだすよう準備してある文書はどうなるのか。差しだすよう先さんの了解を取ったのかい」とたずねる(西村)と、次官はこともなげに「話してあるよ。とどけていいよ」と答えた。

というしだいで同13日夕刻

朝鮮問題

Korea

Report on Japan-Korean

Conversation

Report on Japan-Korean

Conversation(continued)

賠償問題

Reparations

Basic Principles on Reparations

南西諸島問題

The Nansei Islands

"Practicable Arrangement"

for the Southern Islands

の一連の書類が事務当局からシーボルト大使を通じて顧問に提出された。

日韓国交が正常化され、賠償が解決された今日、これらの文書はもはや過去の文書としてしか意味をもたない。ただ、「南方諸島に関する実地的な措置について」だけは別で、これに盛られた当時のわが方の要請が、それから19年を経過した今日、沖縄の本土復帰にともなつてようやく実現されようとしていることにはある種の感慨を禁じえないものがある。当時、政府は、南西諸島に関し日米間に実地的な措置が合意適用されることが両国国交のためにもつとも望ましいとして

- (1) 南西諸島は日本の主権のもとに残り、したがって住民の国籍は変更されないことを確認する。
- (2) 軍事上の必要のないかぎり、本土と南西諸島間の従前の関係を回復する。とくに移住・旅行・交易・資金の交流・漁業・通貨についてこれら諸島は日本の一部として取り扱われる。
- (3) 日本が第三国と締結する経済・社会・文化条約においてこれら諸島は日本領土の一部として取り扱われ、また、日本は第三国にある南西諸島民にたいし保護権を行使し、第三国に渡航する島民に旅券を発給す

る。

- (4) 民政事項は原則としてこれら諸島の自律(セルフ・ルール)とする。
 - (5) 南西諸島における本土在住日本人の私有財産権を確認し、これら日本人が従前おこなっていた経済活動を再開することを容易にする。
 - (6) 現在米国が軍事上管治する必要のない諸島について、米国は行政・立法・司法の権力を行使することをさしひかえ日本がこれを行行使する(現に米国の軍事施設の設けられているのは沖縄本島・伊江島・硫黄島のみであると了解する)。
- の6つを要請したのであった。

第 7 日本商工会議所・米国商工会議所合同午餐会 (ユニオン・クラブすなわち東京会館)におけるダレス顧問の演説 (14日)

顧問は、予定どおり、14日日本商工会議所・米国商工会議所合同午餐会において演説した。

この演説で顧問は

- (イ) サンフランシスコ平和条約は和解の平和という偉大な理想にもとづく史上空前の条約である。
- (ロ) 最終条件によつて日本に課せられたいくつかの犠牲は、連合国政府が当然の権利と考えていた要求を放棄することによつてこうむつた犠牲よりも大きくない。
- (ハ) 四月の「恐怖なき平和」と題する講演で自由諸国民を恐れさせ集団的防衛の建設を妨害しようとしてソ連共産党の展開しつつある神経戦を指摘し日米安全保障取極を提案した。現在まだ危険な兆候はいろいろあるが、サンフランシスコ会議前にみられた特定の恐怖感情は完

全に消え去り本年初頭解決不能とみえた諸問題はすでに克服され、来年はまったく違つた種類の問題が提起されようとしている。

- (ニ) 日本人のなかに過去1年間に成就されたことに失望している人がいるとすれば、それは日本が今年のはじめに望んでいたことが実現しなかつたためではなくこれらの事件で日本が受動的な役割りを演ずるほかなかつたためである。今後は日本は平等な主権国の地位を回復し受けると同時に与えることができるようになる。
- (ホ) しかし、平等な主権国になるにあつて日本国民は自分達のすることを単独ではなく他国と協力してしなければならないことを認識する必要がある。
- (ヘ) 中立と非武装は過去には非常に尊敬された主権の表現であつた。今日はどの国も集団安全保障に寄与することを拒絶する権利はない。また他国に占領され、搾取され、隣邦を攻撃する武器として利用される事態をまねくまで自国を無防備の状態に放置しておくことも許されない。
- (ト) どの国にも安全保障は不愉快だとか、不必要だとか、危険を犯しても安全保障なしでやっていくべきだという人々がいる。これは伝染病を前に予防接種をしたがらない人間と同じである。共同社会の一員であるからには自分の生命ばかりでなく他人の生命にも影響するような危険をおかす権利はだれにもない。
- (フ) 集団安全保障に協力する義務とは、ここ当分の間、実際には米国に協力することを意味する。米国は侵略阻止力をもつほとんど唯一の国であるからである。しかし、いつまでもそうありたくない。世界各国が侵略阻止の任務を分担し、かつ侵略阻止力を増加していくことを望む。日米安全保障条約のもとで日本のまずなすべきことは健全な経済を発展させ、また軍国主義におちいることなく自衛力を強めていつて自由世界全体の安全に貢献するようになることである。

- (ウ) 平和条約の南西諸島に関する規定の結果、米国は日本の隣人となった。平和条約はこれら諸島の残存主権を日本に残している。これは日本の強い要望に応えたものである。これら諸島の統治形態が住民の希望と国際の平和と安全の要求を調和させる友好的な方法で決定できるよう望みそうできると信じている。
- (エ) 安全保障・領土問題のほか、日米両国は経済問題でも協力する必要がある。すべての国は経済分野で相互依存関係にある。膨大な人口をよいうし天然資源に乏しい日本において特にしかりである。自由世界特に米国は日本の必要とする原料を供給し市場を提供しうる。米国は過去5年間に約20億ドルの援助を日本に与えたが、国家が経済の基礎を他国の援助におくのは不健全である。日本が自立体制を確立することを期待する。日本が自力でやれるようになれば日本は自由世界のなかで健全な経済を発展させることができると思う。
- (オ) 日米の協力は当然のことだが、日米協力を嘆く人間も日本にある。米国にもある。日米協力は良い結果をもたらす特異な可能性のある喜んで受け入れるべきものである。
- (カ) 長い目でみて最も必要なのは、自由東洋と自由西洋が対等の立場で協力することが可能なことを実証することである。現在、東西の間には支配、被支配の関係はぬぐいさられたが、これに代わる新しい関係がまだ生まれていない。この間に自己の勢力を拡張すべく東洋を西洋の敵たらしめるよう策動しているものがある。歴史の流れは米国と日本を戦争になげ込み、つづいて今は東洋と西洋が友好関係にたちうることを実証する立場においている。戦後の日米関係から何が生まれるか、アジア諸国の注視するところである。われわれは成功しなければならない。自由な西洋と自由な東洋の対等な友好協力の可能を実証するため歴史の歯車は日本と米国を選んだのである。

なお、同日午後7時丸の内工業クラブで開催された日英協会(会長駐日英国代表団長デニング大使)の戦後初の年次夕食会に招かれた吉田総理はその演説のなかで中国問題にふれ「英国は米国と相たずさえて和解と信頼の条約をつくりあげ、その上・下両院は大多数をもってその批准を決定した。われわれは世界において協力して平和を維持し自由世界の防衛のためともに協力しなければならない現在、英国と米国とがアジアの問題とりわけ中国問題について意見の一致をみるのが日本としては痛切に望ましいのである」と中国問題に関する英米間意見調整を望まれたことを付記しておきたい。

第 8 総理・ダレス会談(18日)

顧問の朝鮮訪問は予報とことなり16日の1日で終り、顧問は同日夜東京に帰った。

1日において18日の午後2時半、顧問はシーボルト大使同伴目黒官邸に総理を来訪会談約1時間におよんだ。井口次官同席。

総理から「本日宮中において御陪食の前陛下に拝謁し貴大使の平和条約調印までの努力と今回来日後の活動についてお話し申し上げておいた」旨告げ、顧問は御陪食の栄を感謝するとともに「陛下からなかなかよい御質問があり、また、おくつろぎになつていろいろお話をいただき恐縮に存じている」旨をのべた。

ついで顧問から「先般日本の臨時国会で平和条約および安保条約審議の際、いかながら、中国問題について米国民に日本の真意を誤解させるような討論がおこなわれた。のみならず米国上院議員のうちにはマッケラン・マロン・ジェナー・ケイン等平和条約に反対の議員もあり、また、国府支持論者は過去における米国の対国府政策の失敗をうめあわせる意味で是非とも何等かの形で国府を平和条約に加入させてその地位を強化すべきであると唱えている次第もあつて、条約批准にたいする上院

の空気はかならずしも樂觀を許さない。そこで、これを緩和し条約批准を促進する見地から先日来の貴総理との話し合いおよび13日の日本案を基礎として本使あて貴総理の書簡案を書いてみた。さいわいに総理の御同意をうればこの書簡をしかるべき機会に公表して国府問題に関する日米同調の実を米国民に知らせ条約批准促進に資したい。書簡案のなかには、あるいは多少日本側に好ましくない節もあるかと思うが、条約批准の大局的見地から好意的御考慮をねがいたい。万一条約批准に故障があれば、せっかく調印までもつてきた過去の成果はむだになり、また、今後行政協定・信託統治問題・経済協力問題などについてせっかく日本側の要望を達成しようとする自分の努力も至難となりやしないかと心配する。書簡の発送は、米国が日本に圧力を加えたのではないかと世間の誤解を避けるためにも、本使の帰米後にすることとしたい。本件については来月2、3日頃ワシントンにくるはずのチャーチル・イーデンとも話し合い、その上で国府にあたってみる。したがって、書簡の公表は上院の情勢にとらみあわせだいたい1月中旬になるかと思う。

英国の態度をあまり心配していない。サー・オリバー・リットルトン(植民地相)の先般の言明にもあるように中国問題にたいするイギリスの態度には漸次変つていく可能性がみられるからである。いずれにせよ、英国と国府との話し合いは米国側でひきうける。書簡案には中共との貿易についてふれるところがない。これはオープンにしておき国連の決議にしたがうだけでそれ以上制限しようとする趣旨でないことを明らかにするものである」とのべた。

これに対し総理は「一読したところ別に異議はないと思うが、字句については研究のうえご連絡することがあるかもしれない。公表の日時については、世論指導、その他国会に対する関係もあり、なるべく前広に打ち合せることにしたい。とくに台湾あたりから書簡の存在がもれないようご注意願いたい」と答えられ、顧問これを了承した。

第 9 中国問題に関する書簡案

18日の会談で顧問が総理に手渡した書簡案は下記のごときものであった。

「過般の国会衆参両議院における対日平和条約および日米安全保障条約の審議に際し、日本の将来の対中国政策に関して多くの質問がなされ言明が行われました。その言明のあるものが前後の関係や背景から切りはなされて引用され誤解を生じたので、これを解きたいと思います。

日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和および通商関係を樹立することを希望するものであります。

国際連合において中国の議席・発言権および投票権をもち若干の領域にたいして現実に施政の権能を行使し、および国際連合加盟国の大部分と外交関係を維持している中華民国国民政府とこの種の間関係を発展させていくことが現在可能であると考えます。この目的のため、わが政府は、1951年11月17日、中国国民政府に派遣された日本政府在外事務所を台湾に設置しました。これは、かの多数国家間平和条約が効力を生ずるまでの間現在日本に許されている外国との関係の最高の形態であります。在台湾日本政府在外事務所に重要な人員を置いているのも、わが政府が中華民国国民政府との関係を重視していることを示すものであります。わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間にかの多数国間平和条約に示された諸原則にしたがって両政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります。この条約の条項は、日本および中国国民政府の現実の支配下にあり、または、今後いるべき領域について適用あるべきものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探求する所存であります。

中国の共産政権に関しては、この政権は国際連合により侵略者なりと

して非難されており、その結果、国際連合はこの政權にたいしてある種の措置を勧告しました。日本は、現在これに同調しつつあり、また、多数国間平和条約の効力発生後もその第5条(a)(iii)の規定にしたがってこれを継続するつもりであります。この規定により、日本は「国際連合が憲章にしたがってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、かつ、国際連合が防止行動または、強制行動をとるいかなる国にたいしても援助の供与をつつしむこと」を約している次第であります。さらに、中国の共産政權は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもって転覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあります。これらの考慮からわたくしは、日本政府が中国の共産政權と二国間条約を締結する意図を有しないことを確言することができます」

第 10 書簡案に対するわが方の意見

事務当局は、総理・ダレス会談後早速19日午前書簡案を検討し意見を取りまとめ、午後2時次官に提出した。意見書は、同日午後3時、顧問一行が目黒官邸に難日の挨拶に顔を出した際次官から顧問に手渡された。

「備忘録」は19日のところにこう誌している。

「午前、次官から、18日午後のお話をきく。早速目黒官邸に行つて総理からダレスの書簡案をいただいた一事務当局としての意見をたてるため。

高橋(通敏)君と2人で意見を英文でまとめる。この意見は、書簡の最もいやな点一しかし、それは問題の中心をなすところである—「国府を相手に2国間条約を締結する……」という表現は黙過することにした。それは、昨日の会談でダレスからこの文句は日本政府に多大の異論あることを承知しておるけれども米国上院の条約批准を確保するためこの表現だけは吞んでもらいたいと懇請があつたことを井口次官が説明してくれたからである。この点、後日のため特記しておきたい。

総理は、昨日午後の会談で、日本政府の立場を容易ならしめるために英米両政府間に意見の一致を見出してほしいということと米国の対日借款が対日クレジット供与とかを具体化してほしいとのべられた。

午後2時英文意見を井口次官に渡し一応説明して、3時にさよならをいいにダレス顧問・両議員が目黒にくることになっているので、その節ダレスにこつそり渡すようにしてほしいと依頼した。(手交さる)」

顧問に手交された事務当局の意見は、下記のようなものであつた。

- (1) 書簡案第3節の「……この目的のため、わが政府は、1951年11月17日、中国国民政府に派遣された(accredited to the National Government ……)日本政府在外事務所を………」の「国民政府に派遣された」とあるのを「国民政府の同意をえて」(with the consent of the National Government)と改める。日本政府在外事務所はどの政府にもaccreditされた機関ではないから。
- (2) 同じく第3節の「……わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則にしたがって両政府の間に正常な関係を再建する条約を締結する用意があります」の「両政府の間に正常関係」が英文でthe normal relations between our Governments とあるのを the normal relations between the two Governmentsと改める。
- (3) 同じく第3節の終りにある「……この条約の条項は日本および中国国民政府の現実の支配下に現にありまたは今後いるべき領域について適用あるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります。」(……The terms of such bilateral treaty to be applicable as regards territories now or hereafter under the actual control of the Japanese and Chinese National Governments. We will promptly explore this subject with the National Government of China.)を全部書

き改めて「……この2国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にありまたは今後いるべきすべての領域に適用あるべきものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります。」(The terms of such bilateral treaty,so far as it concerns the Chinese National Government,are to be applicable as regards the territories now or hereafter under the actual control of that Government. We will promptly explore this subject with National Government of China.)とする。(原文が条約の適用地域に関する特殊規定を日華双方に適用しようとしているところを中華民国のみに関する特殊規定たらしめたもので実質的な意義をもつ修正である)。

- (4) 第4節の冒頭「中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者として非難されており……」(As regards the Chinese Communist regime,that regime stands condemned by the United Nations of being an agressor……) を「中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により、侵略者なりとして現に非難されており……」(As regards the Chinese Communist regime,that regime stands actually condemned of being agressor……)と改める。
- (5) 同じく第4節の「さらに、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもって顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあります」(Furthermore,the Communist regime in China is backing the Japan Communist Party in its program of seeking violently to overthrow the constitutional system and the present Government of Japan)を「なお、1950年モスコにおいて締結された中ソ友好同盟および相互援助条約は實際上日本に

向けられた軍事同盟であります。事実、中国の共産政権は、日本の憲法制度および現在の政府を強力をもって顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあると信ずるべき理由が多分にあります。」

(Furthermore,the Sino-Soviet Treaty of Friendship,alliance and mutual assistance concluded in Moscow in 1950 is virtually a military alliance against Japan. In fact there are many reasons to believe that the Communist regime in China is backing……)と改める。

顧問は、わが方の修正意見を全部容認し、20日新案文は確定した。

新案文は、20日午後3時、三井本館外交局でシーボルト大使から井口次官に手交された。

第 11 顧問一行の離日(20日)

こうしてじゅうぶん来日の目的を達成した顧問、両議員一行は、20日午前7時40分、パンアメリカン機で羽田を出発帰国の途についた。

顧問は、空港で声明を発表し「来日の目的は果された」といい「日米友情の強化への確信」を披瀝した。

第 12 書簡の署名と発送

総理は、21日夕、書簡に署名された。書簡の日付は12月14日となっていた。

総理署名の書簡は、翌22日午前次官からシーボルト大使に手渡された。

第 13 日米経済協力に関する 総理の顧問宛私信

顧問の滞日中総理との会談で日米経済協力も話題にのぼった。顧問の離日後直ちに総理は書簡をもって両国の経済協力とくに米国の対日借款に関する要望を申し送られた。私信は、22日付で24日午後次官からシーボルト大使に手交された。その趣旨は、

「東京御滞在中言及した米国の対日借款についてじゅうぶん意をつくさなかつたように思うので本状をしたためる。日本政府は国民に対し対米政治的、経済的協力の重要性を強調しつつあるが、他方、日米協力を妨げる目的をもって米国の意図を歪曲して激越な宣伝をおこなう分子もある。現在、日米間に経済的・政治的共同戦線を樹立するために為すべきことは多々ある。たとえば、銅、アルミニウムのごとき重要物質を一部はドル為替をかせぐため、一部は自由世界の安全に寄与するため、できるだけ多く米国に供給したい。しかし日本は重大な電力不足に直面している。豊富な水力電源の開発に緊急必要とする資本をもちあわせない。合衆国からの借款は、一つは政治的の、いま一つは経済的の、二羽の鳥を一石をもって殺すゆえんである。それは日本にたいするアメリカの意思と政策をドラマティックにデモンストレートする。このような借款がワシントンで考慮されているとのニュースそのものは、たとえ確証がなくても、有効な心理的効果を生み日米共同戦線を堅固にするであろうと信ずる。借款が実現するよう貴殿の理解と支援を懇請するや切なるものがある」

というのであつた。

第 14 中国政策に関する総理の 顧問宛書簡

総理が、12月13日の会談で中国政策について日頃抱懐する意見を吐露し、かつ、米英両国の協調の必要をといた上、意のつくさないとこはメモにして御帰国前に届けたいといわれたことは、上記のとおりであ

る。

総理は、この約束にしたがい、12月27日付メモをもって(1)駐日米国大使・(2)米英の中国政策・(3)共産中国にたいする逆浸透に関する意見を顧問宛申しおくれた。

メモは、顧問滞在中に間に合わなかつたので、また、その内容が駐日初代米国大使の人選にふれていたので、シーボルト大使を経由せず28日リッジウェイ最高司令官を通じてワシントンに伝達された。

総理メモは要約すると、下記のような趣旨であつた。

(1) 駐日初代米国大使

駐日米国大使の地位は重要である。日米外交関係再開第1年においてとくにしかりである。アメリカが真に第1級の大使一世界的名声と権威のある高邁な識見と理解の持主たるステイツマン外交官を送つてくれることを期待する。日本を最もよく知つておられる貴下におかれてこの件についてアメリカ政府に助言していただきたい。

(2) 米英両国の中国政策

往昔、中国における排外主義を抑え一応安定を確保したのは、列強の提携であつた。今日、意味は異なるが、やはり列強とくに米英の一致が必要である。中国における目的と政策について米英間に一致がなければ、日本としては中国との関係をどうすすめていくか決定できなくなる。占領下では中国問題に正面から取りくむ必要がなかつた。サンフランシスコでは中国問題は巧みに回避された。しかし、独立回復後の日本にとって現在の米英間の中国政策の不一致は一つのディレンマを投げかけるものである。米英がひとたび一致されるならば日本は、自らの希望や利益をさしおいて、これに同調し、圧制と奴隷化をこととする全体主義勢力にたいする自由諸国の共同戦争の強化に馳せ参じよう。明年1月の米英首脳会談がわれわれのディレンマに回答を与えてくれるよう望む。

(3) 共産中国にたいする逆浸透

共産主義の進出を抑えるためアメリカはロシアおよび中国の国境沿いに防衛線を築くことに懸命になつておられるが、軍備だけではせいぜい赤軍の侵略を防ぐことができるだけである。共産主義思想の目に見えない侵入を防ぐことはできない。クレムリンは自由諸国を武力征服する前の準備工作として、まず不平不満を醸成し思想的にこれを征服するため自由諸国に人と金を注ぎこんでいる。

中国の事態が鉄のカーテンの背後でどうなっているか解らない。このカーテンの外に軍備の垣をめぐらすだけではどうしようもない。

共産主義の強化の組織された熟練さ・残虐さ・暴力性にもかかわらず、共産主義が中国人の心を征服しかれら固有の個人主義を払拭してしまつたとは考えられない。「アメリカの声」なる放送は中国人の間にくすぶっている忿懣をもちつづけさせ自由への願望をあおるに役立っているであろう。中国人のただ中に人を送りこんで中国のあちこちに反共運動をおこすのを助けさせてはどうか。かような逆浸透によつて中国の交通をサボタージュし、ひいていつの日にかのにくむべき圧制を顛覆するための地ならしをすることもできる。

日本は中国の隣国であること、両国の文化言語上の結びつき、個人的つながりのゆえに、この面でも重要な役割りを演ずる地位にある。中国への逆浸透は試むべきである。

第 15 総理書簡の公表 (1952年 1月16日)

1952年 1月14日井口次官が先方の求めによつてシーボルト大使を訪問したところ、大使は

「 国務省の電報によれば、10日イーデン外相、アチソン長官、ダレス顧問の会談で国府承認問題—これよりさき吉田総理のダレス顧問宛書簡

はフランクス大使を通じてイーデン外相に内示されていた—をとりあげた際に、イーデンは、この問題は平和条約に規定するとおり英国としては日本自身が決定すべき問題と考えているしだいであつて、ダレス宛総理書簡に明示されている日本側の決定を阻止し、もしくは、ひるがえさせようとするごときなんらの措置もとる意思はない。ただ、従来、イギリスとしては、この点に関する日本側の決定は平和条約の発効後にされることを望んでいたしだいであるが、米国の政情ことに平和条約批准にたいする上院側の態度をじゅうぶん了解できるから、日本が条約批准促進の見地からかような措置をとるとしても、これがため英米間および日英間の関係の緊張ないし悪化をきたすようなことはない。ご安心ありたい。また、発表の時期についても、もとより日本自身の決定すべき問題であり、英国としてはこの問題をさして重要視していないとのべ、日本側の方針を納得したしだいである」

と告げ

「 欲をいえば、英国が日本の方針に全面的に賛成してくれることを希望したわけであるが、中共を承認している英国にたいしては、それは無理な注文であろう」

と付言した。つづいて大使は

「 ついては、米国政府としては上院外交委員会が15日から条約の審議にはいる予定なので、総理書簡はできれば15日朝刊に出したいと思うので、日本側で15日午後4時ないし5時(日本時間)に発表願えないものか。ダレスとしても非常に希望しているので、総理の意向をうかがつてほしい」

と要望した。

次官は「 お話の趣旨は早速大磯にある総理に連絡のうえご返辞いたしたい。自分の考えでは、日本政府としても一応閣議にはかる必要があると思われるが、15日は休日で定例の閣議も16日にくりのばされたので、

16日正午(日本時間)に公表することになれば好都合と思う」と答えた。これにたいし大使は「いそぐにはいそぐが1日くらいどうにかなろう。早速国務省に電報しよう」ということで会談は終了した。

同日午後、総理に連絡したところ、総理は英国側の納得をえたことを歓ぶとともに国府側の意向を明らかにするよう指示された。

よつて、次官は、同日午後、再度シーボルト大使を往訪し総理の意向を伝えた。大使は

「総理の書簡案についていろいろ打ち合せの際、顧問は限定承認の点について数回国府側と往復があり、その話し合いにもとづいて、現に支配し、また将来支配するに至るべき地域にかぎり云々という字句をとりいれたともらしていた。しかし、総理のご注意もあり念のため至急ワシントンに電報して結果を明15日午前中にご連絡いたそう」と答えた。

15日午前11時シーボルト大使は往訪の次官に(イ)発表の日どりは日本の希望どおり16日正午、ワシントン時間15日午後10時、とすることに異存ない。(ロ)国府の限定承認については国府は在台北米国外交書簡で異存ない旨のべている(この点は国府側の立場もあり厳秘に願いたい)旨を伝えた。

書簡は、16日午前の閣議に報告、正午内閣から公表された(注1)(注2)

(注1) 「備忘録」はつぎのように記録している。

「14日 12月24日付中国問題に関する総理のダレス顧問宛書簡について、米英会談において英国側は日本の方針を了承し日本が独立国として国府と国交回復をはかることに異議を申し立てぬことをシーボルト大使から井口次官に連絡があつた。なお、国府もすでに米国政府にたいしてダレス顧問のいうas a Government of Chinaとしてその事実上権力を行使しているまたは行使すべき範囲内に適用あるべき平和解決の方式に異存なき旨を明らかにしており、その点につ

いては文書もある趣を説明してくれた。

夕刻、総理書簡の日本語を藤崎君とかためた。

明日の祭日(成人の日)の午後藤崎君の方で英文と和文を用意してくれる手筈をきめた。

16日 午前閣議報告—岡崎国務相(内閣官房長官)—正午官房長官から書簡を公表、その前に和文および英文を島津(久大)官房長から陳中国代表団顧問に、島(重信)参事官からクラットン英代表団次席に手交。在京外国通信員にたいしては宮崎情報文化局長から11時すぎ交付、但し正午プレスリリースとして。

中国問題にたいする政府の方針は、これで一応内外にむかつて確立されたことになる。この実施準備をアジア局と共同して早急にすすめることとする」

(注2) 島参事官の記録によれば、書簡を受領したクラットン公使は、一読して事前に通報をうけたことに謝意を表した後「本件について英国は全然日本側に圧力を加えなかったことはご承知のとおりである。したがって、この決定は日本自身が行つたものであるが、それが果してwiseなものであるかどうかは何人も断定することができないであらう」とのべている。参事官は、また、公使の表情その他から判断して英国使節団は本件についてすでに情報をうけているもののように入りつけられたと付記している。

中国問題に関する日本の決定については、1月14日シーボルト大使から次官に通報されたイギリス側の態度は、1月10日のイーデン・アチソン・ダレス会談の内容についても、1月16日公表のことについても、当のイーデン外相が1960年公刊した回顧録Full Circleの19ないし20ページに記述しているところと感触の点において大いに異なるものがある。Full Circle抄は資料に収めてある。

第 16 米国上院の議事(1月16日)

書簡は、約にしたがいワシントンでは現地時間15日午後10時に公表された。

翌16日の上院でスパークマン議員は発言を求め

「この議事録のわたくしの発言の末尾に、発表されたばかりの吉田総理発ダレス氏宛書簡の全文を印刷しておくことを全員一致をもって承諾ありたい。スミス議員とわたくし自身のためにこの要請を提出する。上院が対日平和条約の審議を開始しようとしているこの時機にそれは、はなはだ重要なことであると思う。

書簡は1951年12月24日付であるが、昨夜12時日本で吉田総理によって公表された事実にご注意を喚起したい。したがって、この際われわれがこの書簡に少々注意を払うことは当然のことであろう。

わたくしの発言の一部として全文を議事録に印刷しておいていただきたいと申しているのだから、ここで書簡の全文を読みあげて時間をとるようなことはいたさないが、この書簡で日本の総理大臣がその政府は法律的に可能になりしだい国民党中国と平和条約を締結すべき旨の積極的な保証を与えている事実留意ありたい。これはスミス議員、ダレス氏及びわたくしが12月に日本に滞在中大いに論議をたかわしたところである。

日本総理大臣のとつた行為は勇氣のある行為である。日本にはかれの政府のなかには、このような行動はとるべきでない、たしかに合衆国と英国とがこのような行動を可なりとする共同戦線を実現しないかぎりとするべきでないといった考え方をするものがたくさんいるからである。

これが英国の希望にそうものでないことをわれわれは知っている。これは合衆国政府の希望にそうものである。この合衆国の希望をスミス議員、ダレス氏及びわたくしは滞日中日本政府と日本国民に知って

もらおうと最善の努力をした。

これは日本の総理大臣の立派な行動だと思う。対日平和条約の審議にあたってわれわれはこれを重視しなければならないと思う。

ここに書簡の全文を印刷することに全員のご賛同をお願いする」
とのべた。

副大統領は、ここにおいて議場にはかつたところ反対者なく、よって書簡全文を議事録に印刷するよう命じた。

つづいてスミス議員は、発言を求め、

「最近日本訪問中、この重要問題についてともにはたらく光栄をもつたダレス氏及びスパークマン議員に敬意を表したい。スパークマン議員とわたくしはともに外交委員会極東小委員会の委員であつてダレス氏の示唆要請にもとづいて同氏に随伴して日本にまいつた。それは対日平和条約の批准が上院の議にのぼる場合、日本の政府が中国のどちらの政府を承認しようとしているかを同僚各位が理解しておいでになることがいちばん重要であると思つたからである。日本総理大臣の書簡は新日本政府が国民党中国と平和条約を締結し、共産中国を承認するためのあらゆる交渉を拒否する旨の保証である」

とのべた。

つづいてノーランド議員が

「日本総理大臣が日本政府のためとられた措置はきわめて重要である。日本政府は条約によつて可能になりしだい中華民国政府と条約を締結するであろうとのこの明確な陳述は対日平和条約の批准にたいし上院の議場であげられてきた一部の反対論を大部分解消さすものであるとスミス議員においては思われぬか。スミス議員のご答弁を聞く前に、私見によればいまや対日平和条約が合衆国上院の圧倒的多数によつてすみやかに批准されない理由はどこにもないと申したい」

と発言した。

これにたいしスミス議員は

「スパークマン議員とわたくしは日本による中国国民党政府承認問題が上院の対日平和条約批准にあたつて遭遇する一つの困難であろうと考えたので、日本にくるようにとのダレス氏の招請をうけいれたのである。いわれるとおり、これはわれわれが得たいと思つてた保証・平和条約批准直後の日本政府の意図について議員各位を安心させるような保証である。わたくし自身こうなつたことを有りがたいと思うし、また、自身これらの興味ある交渉に参加することができたことを有りがたいと思うしである。くわえて、それは所属を異にするわれわれふたりが共同の目的のためにはたらく機会でもあつた—この共同目的たるや、達成するため努力する価値のあるものであつたことに議員各位すべてご同見であり、そして、その達成をともによろこびくださるものと確信する」

と答えた。

この上院の議事録は、1月22日付送状でシーボルト大使から総理にとどけられてきた。

第 17 ダレス顧問の返簡

中国問題に関する総理の書簡にたいしダレス顧問は、1952年1月16日付返簡をもつて要旨つぎのように答えた。

「中国に関する日本政府の意向を表明された1951年12月24日付貴簡を外交郵囊便で受領しました。この明確なステートメントにより、貴総理が懸念されているように対日平和条約及び日米安全保障条約の批准についておこなわれた論議に際していわれたことが前後の関係や背景から切りはなされて引用されたため生じたかもしれない誤解は一掃されるにちがいありません。貴簡にたいして感謝し貴総理がこの困難

にして論争の種となつている問題にたいしてとられた勇敢にして直截な態度に敬意を表します。」

返簡は、17日、国務省から公表された。

第 18 各国の反応

国府の反応

18日午後4時、国府葉外交部長は木村在外事務所長を招致し、同日夕国府で発表する予定の声明文を手渡し、「(1)日本政府の今回の決定は、中共の実体を十分に把握し日華両国国交の恒久的基礎を確立したものとて敬服と欣快に堪えない。国府は日本政府がすみやかに代表を選任し至急平和条約の商議を開始されるよう希望する。(2)今後の日華経済提携について、国府としてはMSAスケンク団長の提唱する島内産業の開発を希望しているところ、日本側の援助を期待する。(3)日本政府在外事務所の権限拡張に関する先般日本外務省の在京中国使節団にたいする申入れにたいし同意の旨本日訓令する手筈である。その前でも日本事務所が暗号使用の必要を認める場合にはとくに承認するから申入れられたい」と告げた。

その他の国の反応

1952年1月20日付事務局作成の調書「中国問題に関する書簡にたいする各国の反響」によると：

(1) アメリカ

新聞と議会筋はこれを歓迎し上院における批准が容易になつたこと、及び反共の線に貫かれるアメリカの極東政策に一致した措置であることを説いた。国務省でも、17日に、本件について日本側に圧力を加えたことはないと言明し、18日本件書簡に謝意を表明するダレス返簡を発表した。

(2) イギリス

タイムス紙をはじめとし大新聞は、おおきな批判的な論説を掲げた。日本の決定は米国の圧力によるものではないかとの疑問をいのように投じ、この決定から将来多くの困難が生ずるであろうと警告した。また、一部には当時進行中の朝鮮休戦会議への影響を心配する向きさえあつた。外務省筋でも、19日、スポークスマン談として、言外にアメリカの圧力によること、及び事前にじゅうぶんイギリス側にも連絡のなかつたことを不満とするかのような言明がなされた。いずれにせよ、イギリスはこの措置によつて多少困惑しているもののようであつた。

(3) 国府

もちろん日本政府の決定を歓迎した。16日、午後何世礼在京中国代表団はその意味の談話をした。台北からの報道はいちように安堵と歓迎の意を伝えた。しかし、国府自身の態度はきわめて慎重であつて、17日の新聞報道は、国府は書簡に関して、(イ)「法律的に可能となりしだい」とはいかなる意味か、(ロ)平和条約締結の可能性の「探求」には誰れが当たるのか、(ハ)中日平和条約をサンフランシスコ平和条約と同時に発効させることに関する日本側の態度はどうかの3点について日本の態度を打診する意向であると報じた。ついで、18日には葉外交部長の名において正式の発表を行ない(上記木村在外事務所長報告参照)、(イ)国府が常に早期対日平和問題について連合国と協力してきたこと、(ロ)中国と日本の講和は不当にひきのばされてきたこと、(ハ)国府はいつでも対日平和条約の交渉にはいる用意があること、(ニ)日本が中共政権及び中ソ同盟条約に関する確乎たる態度を表明したこと及び国連援助の方針を表明したことを歓迎する旨を明らかにした。

(4) 中共

19日までのところ中共は本件を無視する態度をとりなんの報道もなかつた。しかし、19日のモスコ放送によると、同日のソ連各紙はニュ

ースとして本件書簡を報道していた趣であるから、いずれ近いうちに中共側の反響も明らかとなろう(注)。

ということになっている。

(注) 事実、新聞報道によると、23日朝8時の北京放送は、北京政府が章漢夫外交部副部長の名で吉田書簡に関し声明を発表したこと、及びその声明が「中国人民は米日反動派及び蒋介石のいかなる侵略計画をも打破する」とのべていることを明らかにした。北京政府のこのような反応は当然予想されたところである。

第 19 中国問題に関する総理 の内奏(1月21日)

総理は、1月21日午後、中国問題に関する書簡について内奏された。

事務当局は、20日、内奏資料として調書を作成し総理に提出した。この調書は、もともと15日事務当局が起草し翌16日の閣議における岡崎国務相の報告材料に供したものに20日筆を加えたものである。

第 20 南西諸島に関する 総理の内奏(4月24日)

1951年12月の日米交渉に際しわが方であらかじめ用意した議題に南西諸島問題が含まれており、会談途上12月13日夕刻わが方の要望を盛つた一般的陳述及び「南方諸島に関する実際的な措置について」がダレス顧問にとどけられたことはすでに記述したところである(第6参照)。

1952年4月24日、総理は南西諸島に関するそれまでの日米間の話合いについて内奏された。

事務当局は、24日、総理のため内奏資料を作成して提出した。

叙上1952年12月の日米交渉に関する資料:

1. ダレス会談資料(第1次案)(1951年11月26日)

2. グレス会談資料(第2次案)(1951年12月8日)
3. グレス会談資料(第3次案)(1951年12月10日)
4. 日韓交渉に関する報告書
5. 賠償処理方針(第2次案付属)
6. 賠償処理方針(第3次案付属)
7. 南方諸島に関する「実際の措置」について(第2次案付属)
8. 12月12日井口次官・グレス大使・シーボルト大使会談要録
9. 日本国政府と中華民国国民政府との間の正常関係設定に関する協定案(要領)
11. 12月13日総理・井口次官・グレス大使・シーボルト大使会談要録
12. 12月14日日・米商業会議所合同午餐会におけるグレス顧問の演説
13. 12月18日総理・井口次官及びグレス・シーボルト両大使会談記録
14. 12月18日午後目黒官邸でグレス顧問から総理に手交された書簡案
15. 12月19日午後目黒官邸でグレス顧問に手交された書簡案にたいする事務当局の修正意見
16. 12月20日午後3時、外交部においてシーボルト大使から井口次官に手交された確定書簡案文
17. 12月24日付中国問題に関する吉田総理のグレス顧問あて書簡(12月22日午前次官よりシーボルト大使へ手交)
18. 日米経済協力に関する12月22日付総理のグレス顧問あて書簡
19. 12月28日付リッジウェイ最高司令官あて総理の依頼状及び駐日米国大使・米英の中国政策・共産中国に対する逆浸透に関する12月27日付グレス顧問あて総理のメモ
20. 中国問題に関する総理書簡の公表に関する1952年1月14・15日井口次官・シーボルト大使会談録
21. 中国問題に関する総理書簡写在京英国ミッションに手交の件

- (1952年1月16日)
22. イーデン首相回顧録Full Circle抄
 23. 1952年1月16日の米国上院議事録抄
 24. 1952年1月22日付シーボルト大使の送状
 25. 中国問題に関する総理書簡に対する1952年1月16日付グレス大使返簡
 26. 1952年1月18日接受木村台北在外事務所長来電
 27. 中国問題に関する書簡に対する各国の反響(1952年1月20日)
 28. 1952年1月16日の何中国代表団長の声明と1月18日葉国府外交部長の声明
 29. 中国問題に関する内奏資料(1952年1月15日)
 30. 南方諸島の地位に関する日米話合いの経緯に関する内奏資料(1952年4月23日)
- は、この調査Ⅱ「平和条約の締結に関する調査－主として中国問題を中心として－」PP.132～250に付録11～40として収録してあるのでここに再録しない。同書について了承ありたい。